

第6節 市民の心得

市民の心得

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

【計画目標】

地震・津波発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- 1) 家の中の安全な箇所、非常持出用袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2) がけ崩れ、津波に注意する。
- 3) 建物の補強、家具の固定をする。
- 4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 5) 飲料水や消火器の用意をする。
- 6) 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- 7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) すばやく火の始末をする。
- 3) 火が出たらまず消火する。
- 4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 6) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 7) 避難は原則として徒歩とし、持物は最小限にする。
- 8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 10) 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 地震発生時の外出時の心得

- 1) 住宅地

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。

2) 繁華街

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

3) 山・丘陵地

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

4) 屋内

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2. 職場における措置

(1) 平常時の心得

- 1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- 3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 5) 特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- 1) すばやく火の始末をすること。
- 2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- 3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- 4) 正確な情報を入手すること。
- 5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 6) エレベーターの使用は避けること。
- 7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- 1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
- 2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 1) 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難には原則として車を使用しないこと。